

# 参考資料

## 資料1 草加市みどりの条例

昭和62年3月24日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、都市におけるみどりの持つ価値を認識し、市民の健康で快適な生活環境を確保するため、緑化の推進及びみどりの保全に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) みどり 樹木、樹林、竹林、生垣、芝、草花等をいう。
- (2) 緑化 みどりを植栽し、保護、育成することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者及び事業活動を営む者並びにこれらの者で構成する団体等をいう。

(平10条例27・平17条例8・一部改正)

(市長の責務)

第3条 市長は、緑化の推進及びみどりの保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、その実施に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、緑化の推進及びみどりの保全に積極的に努めるとともに、これらに関する市の施策に協力しなければならない。

(緑化推進団体の育成等)

第5条 市長は、緑化の推進及びみどりの保全に協力する団体(以下「緑化推進団体」という。)の育成と市民の自主的な緑化活動の助長に努めなければならない。

(緑化協定)

第6条 市長は、一定地区内の緑化の推進を図るため、特に必要があると認めるときは、市民とあらかじめ協議し、緑化その他必要な事項に関し、緑化協定を締結することができる。

(公共施設の緑化)

第7条 市長は、市が設置し、又は管理する道路、河川、公園、学校その他の公共施設の緑化に努めなければならない。

2 国、県その他公共的団体の施設の管理者は、その施設の緑化に努めるものとする。

(工場等の緑化)

第8条 事業者は、快適な生活環境を確保するため、工場その他事業所の敷地内の緑化に努めなければならない。

(平10条例27・全改)

(保存樹木等の指定)

第 9 条 市長は、良好な自然環境を確保し、かつ、美観風致を維持するために必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木等を保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により保存樹木等の指定をしようとするときは、当該樹木等の所有者と協議し、その同意を得なければならない。

3 樹木等の所有者は、市長に対し当該樹木等について、第 1 項に規定する指定を申請することができる。

4 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該所有者に通知するものとする。

(平 17 条例 8・旧第 10 条線上)

(標識の設置)

第 10 条 市長は、前条第 4 項の規定により指定した保存樹木等には、これを表示する標識を設置するものとする。

2 何人も、前項の標識を汚損し、若しくは損壊し、又は市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去してはならない。

(平 17 条例 8・旧第 11 条線上)

(行為の制限)

第 11 条 何人も、保存樹木等を伐採し、又は損傷してはならない。ただし、保存樹木等の整枝若しくは間伐又は管理上その他市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(平 17 条例 8・旧第 12 条線上)

(届出)

第 12 条 保存樹木等の所有者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 保存樹木等を伐採し、又は移植しようとするとき。

(2) 保存樹木等を譲渡しようとするとき。

(3) 保存樹木等の所有者の住所及び氏名(法人にあっては、所在地及び名称)を変更しようとするとき。

2 保存樹木等の所有者は、当該保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(平 17 条例 8・旧第 13 条線上)

(指定の解除)

第 13 条 市長は、保存樹木等が第 9 条第 1 項に規定する規則で定める基準に該当しなくなったとき、又は保存樹木等が滅失、枯死その他特別な理由によりその指定の必要がなくなったときは、速やかに指定を解除しなければならない。

2 第 9 条第 4 項の規定は、保存樹木等の指定の解除について準用する。

(平 17 条例 8・旧第 14 条線上・一部改正)

(保存義務)

第 14 条 保存樹木等の所有者は、保存樹木等を良好な状態に保つよう努めなければならない。

2 何人も、保存樹木等が大切に保存されるよう努めなければならない。

(平 17 条例 8・旧第 15 条線上)

(助言)

第 15 条 市長は、保存樹木等の所有者に対し、保存樹木等の枯死及び損傷の防止その他その保存に関し必要があると認めるときは、助言することができる。

(平 17 条例 8・旧第 16 条線上)

(助成等)

第 16 条 市長は、緑化推進団体等が行う緑化事業及び新たに生垣設置を行う者に対し、必要な助成又は援助をすることができる。

(平 10 条例 27・一部改正、平 17 条例 8・旧第 17 条線上)

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平 10 条例 27・旧第 18 条線下、平 17 条例 8・旧第 19 条線上)

附 則

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年条例第 27 号)

この条例は、平成 11 年 1 月 10 日から施行する。ただし、第 1 条中草加市みどりの条例第 17 条の改正規定は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 8 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(草加市みどりの条例の経過措置)

12 施行日前に受けた草加市みどりの条例第 9 条の 2 の規定による協議については、なお従前の例による。

(経過措置)

13 施行日前に次に掲げる手続を行った開発事業等の手続及び基準等については、なお従前の例による。

(1)から(5)まで 略

(6) 草加市みどりの条例第 9 条の 2 の規定による協議

## 資料2 用語解説

五十音	用語	解説
あ行	運動公園	都市住民が主に運動のために利用することを目的とした公園のこと。都市の規模に応じて15～75haを標準として配置する。草加市には運動公園はない。
	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者等による主体的な活動のこと。また、本計画では地域の特色や実情に合わせた地域に愛される公園・広場を実現するため、公園・広場のあり方について、「地域ごとに市と地域の方々が共に考える。」という意味も含む。
	延焼遮断帯	大地震時において市街地大火を阻止する機能を果たす空間で、道路、河川、鉄道、公園などの都市施設等で構築される帯状の不燃空間のこと。
	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。
か行	開渠（かいきょ）	河川などの水の流れが地上から見える状態にあるもの。これに対し、地中に埋設された雨水管など、水の流れが見えない状態のものを暗渠（あんきょ）という。
	街区公園	都市公園法に基づき、市の条例で定める規模により分類した公園の区分。主として、周辺に居住等する方々の利用を目的とした身近な公園のこと。かつての名称は「児童公園」であったが、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象とする趣旨で、街区公園の名称に変更された。誘致距離※（利用者の想定範囲）250mの範囲で面積0.25haを標準として配置する。
	かまどベンチ	人が腰掛ける機能だけでなく、災害発生時の炊き出しに使うかまどの機能を兼ね備えたベンチのこと。
	環境施設帯	道路沿道への騒音や排気ガスなどの環境負荷を緩和するために設置する植樹帯、路肩、歩道などの道路施設のこと。
	企業誘致推進地区	草加市では、企業誘致に取り組む地区として、東埼玉道路沿道の柿木地区北部の一団の土地を企業誘致推進地区に位置付けている。この地区では、地区計画を活用した自然環境と調和のとれた計画的な土地利用を図ることとしている。
	居住地区別クロス集計	アンケート調査の結果を居住地区ごとに集計すること。クロス集計とは、2つの項目に注目して同時に集計する作業のこと。
	近隣公園	都市公園法に基づき、市の条例で定める規模により分類した公園の区分。主として、周辺に居住等する方々の利用を目的とした公園のこと。誘致距離※（利用者の想定範囲）500mの範囲で面積2haを標準として配置する。草加市では「工業団地公園」「松原団地記念公園」が近隣公園である。

五十音	用語	解説
か行	景観重点地区	草加市景観計画で位置付けている地区で、行政が市民、事業者とともに重点的に景観づくりを推進していく地区のこと。核となる公共施設を景観重要公共施設とすることや、周辺の建築物、工作物の一体的な規制誘導を行うことなどにより、良好なまちなみ景観を創り出すこととしている。
	広域公園	都市公園法に基づき、市の条例で定める規模により分類した公園の区分。市町村の区域を超える広域の範囲でレクリエーションを目的とした公園のこと。50ha以上を標準として配置する。草加市には広域公園はない。
	500mメッシュ	500m四方で分割された範囲のこと。
さ行	市街化区域	市街地として積極的に整備する区域のこと。用途地域等を指定し、道路や公園、下水道等の整備を行い、住宅や店舗、工場など、計画的な市街化を図る。
	市街化調整区域	市街化を抑制する区域として、開発や建築が制限されている区域のこと。
	市街地再開発事業	低層で老朽化した建物が密集し、道路や公園などの公共施設が不足している市街地において、敷地の共同利用、高度利用により、建築物の不燃化、共同化を行うとともに、道路、公園などのオープンスペースを確保し、快適で安全なまちにつくりかえる事業のこと。
	自然堤防地形	河川の流路に沿って形成される微高地のこと。洪水で川の水があふれだすと、土砂が流路の両岸に堆積し微高地が形成される。
	社寺林	神社や寺が有している樹林のこと。
	住区基幹公園	主として、周辺に居住等する方々の利用を目的とした公園で、街区公園、近隣公園、地区公園の3種類がある。
	スポーツ推進地区	スポーツを通じた健康づくり促進のために、スポーツ機能の立地をめざす地区として、草加市では、そうか公園の北西部をスポーツ推進地区として位置付けている。
	生産緑地	良好な都市環境の形成や災害時の避難地として貴重な役割を持つ市街地の農地を保全するため、「都市計画法」に基づく地域地区として指定を受けた農地のこと。固定資産税を軽減する一方、基本的には一定期間農地として保全する義務がある。
	生態系	空間に生きている生物と、生物を取り巻く非生物的な環境が相互に関係しあって、生命（エネルギー）の循環をつくりだしているシステムのこと。 空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表す。例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎（せきつい）動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

五十音	用語	解説
さ行	生物多様性	<p>もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念である。</p> <p>生物多様性条約など一般には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性</li> <li>• 様々な生物種が存在する＝種の多様性</li> <li>• 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性</li> </ul> <p>という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。</p>
	草加市開発事業等の 手続及び基準等に関する 条例	マンションや工場、店舗などを建設したり、分譲住宅のために土地を造成する場合などに必要となる手続やこうした行為に関連してつくられる道路、公園などの整備基準などを定めた条例。
	草加市公共施設設計 方針	公共施設の企画の段階から設計・施工まで、常に考慮しておくべき基本的な内容を定めたもの。
	総合公園	都市公園法に基づき、市の条例で定める規模により分類した公園の区分。市の区域内に居住等する方々が休息、観賞、散歩、遊戯、運動等のために利用することを目的とした公園のこと。都市の規模に応じて10～50haを標準として配置する。草加市では「そうか公園」が総合公園である。
た行	団塊ジュニア	団塊の世代(昭和22～24年頃の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代)の子ども世代で、昭和46～49年頃の第二次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。
	地区計画	住民参加のまちづくりを目指す都市計画の制度で、地区の実情に応じて、公共施設、建築物、土地利用に関する事項を総合的にまちづくりのルールとして定めるもの。
	地区公園	都市公園法に基づき、市の条例で定める規模により分類した公園の区分。徒歩圏内に居住等する方々が利用することを目的とした公園のこと。誘致距離※(利用者の想定範囲)1kmの範囲で面積4haを標準として配置する。草加市では「綾瀬川左岸広場」が地区公園である。
	沖積平野	河川による堆積作用によって形成される平野の一種。扇状地、氾濫原、三角州などがある。
	都市基幹公園	市の区域内に居住等する方々を対象とする比較的大規模な公園の分類のこと。総合公園及び運動公園がある。総合公園である「そうか公園」は都市基幹公園である。
	都市計画道路	都市の主要な骨格を形成する都市施設として、都市計画で定められた道路のこと。災害に強いまちづくり、安全で安心できるまちづくりの実現を図るうえで、必要な施設である。

五十音	用語	解説
た行	都市緑地	都市公園の種別の1つ。都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を目的とした緑地のこと。面積0.1ha以上を標準として設けるが、既成市街地においてすでに樹林地等がある場合は0.05ha以上とする。
	都市緑地法	都市における緑地の保全・創出の総合的展開の中核的役割を担う法律である。緑が不足した市街地における良好な都市環境形成の必要性、里山などの都市近郊の緑地の保全の必要性の高まりなどを背景に、総合的に緑地の保全と緑化の推進を図るために平成16年6月に改正された。
	土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用増進を図る事業のこと。
は行	バードサンクチュアリ(野鳥の聖域)	鳥の聖域という意味で、鳥が生息しやすいように整備した森・林や河原などの区域を指す。草加市では新栄四丁目の綾瀬川沿いに設置されている。
	バリアフリー	障がいの有無、年齢にかかわらず多様な人々が利用しやすいように、あらかじめその妨げとなるものを除いた利用しやすい設計をすること。
	ヒートアイランド現象	都市部が郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見える現象のこと。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどに覆われて乾燥化した結果、夜間気温が下がらないことにより発生する。 特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また上昇した気温がエアコンの需要をさらに増大させるという悪循環を生み出している。
	ビオトープ	本来は、生きものが互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉であるが、都市内の空き地、校庭などに造成された生きものの生息・生育環境空間を指している場合もある。 このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間づくりが行われている。
	防災機能改善モデル地区	草加市では、比較的建物が密集し、狭あい道路も多く建物倒壊被害が集中すると予測される地区を防災機能改善モデル地区として位置付けている。この地区では、街並み誘導型地区計画などの活用を視野に入れ、建て替えに合わせて地域の防災機能を改善していく仕組みを検討することとしている。
	ポケットパーク	小さなスペースを利用して整備した小規模な公園・広場のこと。
	プロムナード	フランス語で「散歩」「散歩する場」を意味し、楽しみながら歩いて散歩できる空間のこと。

五十音	用語	解説
ま行	水循環基本法	水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進することを目的に制定された法律。同法に基づき、国では水循環基本計画を策定しており（平成27年7月10日閣議決定）、地域の実情に応じて、地方公共団体、国、有識者、利害関係者等から構成される流域水循環協議会の設置と水循環に関する施策の策定（流域水循環計画）・実施に努めるものとしている。
	水とみどりのネットワーク	河川・水路を軸とした質の高いみどりの空間のこと。草加市では、市内に流れる水辺空間を軸として、公園や広場、街路樹、屋敷林や農地などの多様なみどりをつなげながら、水辺に親しむことができる空間の創出を図るとしている。
	水辺とみどりの交流拠点	水辺空間とともにそれと一体となるみどりを形成する公園・広場（水路河川沿いの1,000㎡以上の公園・広場）及びピオトープのこと。
	身近な公園等整備推進エリア	各地区において身近な公園等配置検討地区（公園不足エリア）を対象に、今後、日常生活に密着した身近に利用できる公園・広場の必要性が高いとして、その配置を検討していくエリアのこと。
	緑の保全・創出ゾーン	草加市では、柿木町の北部を緑の保全・創出ゾーンとして位置付けており、自然環境や農地の保全を図ることとしている。
	みどりの軸となる道路	幹線道路等を軸として街路樹や沿道の私有地の緑化などにより、厚みのあるみどりの連なりを形成する道路のこと。
や行	屋敷林	防風、防火のため屋敷の周囲にめぐらされた樹林のこと。
	誘致距離※	公園利用者の想定範囲で、都市公園の規模に応じて設定した距離。街区公園は250m、近隣公園は500m、地区公園は1,000mとしている。
	誘致圏※	公園には、誘致距離※に基づく配置間隔の目安があり、これを誘致圏※と呼ぶ。対象となる都市公園の周囲から、その規模に応じて設定された誘致距離※の及び範囲で、街区公園は250m範囲、近隣公園は500m範囲、地区公園は1,000m範囲を目安としている。
	予防保全	施設の状態を定期的に点検し、致命的な欠陥が生じる前に速やかな対策を講じることで、修繕に必要な経費を最小限に食い止めながら、施設の寿命を延ばし、コストを削減するための維持管理手法のこと。
ら行	緑道	都市公園の種別の1つ。災害時における避難路の確保、都市生活における安全・快適な生活の確保等を目的とした緑地のこと。植樹帯、歩行者路、自転車路を主体とする緑地で、幅員10～20mを標準として設置する。

※誘致距離及び誘致圏

以前、都市公園法の施行令では、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の種別ごとに誘致距離が定められていましたが、社会情勢の変化等を背景として、全国一律で公園種別ごとの誘致距離を示すことがなまなくなってきたことにより、平成15年の都市公園法施行令の改正で、誘致距離の記載が削除されました。

この施行令の改正により、法律上では誘致距離の数値表示は廃止されましたが、現在でも一般的な住宅市街地における公園利用者の標準的な想定範囲の参考値として、当時の住区基幹公園の誘致距離が用いられています。

草加市みどりの基本計画（改定版）

平成29年4月

発行 草加市都市整備部みどり公園課

〒340-8550 埼玉県草加市高砂 1-1-1

TEL：048-922-1994（直通）

FAX：048-922-3145

E-mail：midorikoenka@city.soka.saitama.jp



みどりと水辺を身近に体感できる快適都市

